

文化財保護委員決まる

1月17日付けで文化財の指定に係る審議や保存・活用について意見をいただく市文化財保護委員に次の13人を委嘱しました。任期は2年。()内は専門分野。敬称略(50音順)。

《文化振興課》

【委員】

- ◆伊庭節子(文化財活用)◆上杉和央(人文地理学)
- ◆瓜生勝朗(植物)◆加藤晃(歴史全般)◆栢分佳子(文化財活用)
- ◆坂根章(神道美術・民俗芸能)◆高橋聡子(中・近世史)
- ◆並木誠士(美術工芸)◆長谷川達(考古学)◆畑恵里子(日本文学)
- ◆日向進(建造物)◆廣瀬邦彦(中・近世史)
- ◆松尾象空(仏教美術)

平成30年度版「ごみ分別ルールブック」を作成

ごみの分別・処分方法や不燃ごみの収集日程、ごみ収集カレンダーなどを中心に掲載している平成30年度版「ごみ分別ルールブック(A4判、32頁)」を作成。

3月22日(木)の新聞折り込みでお届けします(希望者には無料で郵送)。生活環境課や西支所総務係、加佐分室などでも同日から配布します。

▶詳しくは、生活環境課(☎66・1005)へ。



※画像は配布予定のもの

舞鶴市都市計画審議会を開催

舞鶴市都市計画の地区計画の決定並びにごみ処理場及び公園の変更について審議。誰でも傍聴可。

【日時】3月23日(金)13時30分から

【場所】赤れんが2号棟

▶詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

京都府知事選挙

【投票日時】4月8日(日)7時～20時

【期日前投票・不在者投票】

◆3月23日(金)～4月7日(土)8時30分～20時

市役所、西支所、加佐分室

◆4月1日(日)～4月7日(土)11時～19時

らばーる※期日前投票のみ

▶詳しくは、市選挙管理委員会事務局

(総務課内、☎66・1044)



社会教育委員を募集

社会教育分野への市民参画を拡大するため、年5回程度の会議や勉強会、研修会などに出席し、助言などを行う社会教育委員を募集。任期は2年。詳しくは、次のとおり。

【対象】市内在住の20歳以上で学校教育か家庭教育、社会教育について広く見識を持っている人

【定員】若干名

【申し込み方法】履歴書(様式自由。応募動機、主な職歴を含む)と「地域社会の発展のために自分ができること」をテーマにした作文(様式自由、800字まで)を3月9日(金)までに郵送か持参で地域づくり支援課へ。

▶詳しくは、地域づくり支援課(☎66・1073)へ。

文化振興審議会の委員を募集

市の文化振興を図るため、市長の諮問に応じたり、文化振興に関する事項について調査・審議をする文化振興審議会の委員を募集。任期は2年。詳しくは、次のとおり。

【対象】市内在住の20歳以上

【定員】1～2人

【申し込み方法】住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、募集の動機をまとめた作文(様式自由、400字程度)を3月16日(金)までに郵送か持参で文化振興課へ。

▶詳しくは、文化振興課(☎66・1019)へ。

消防団員を募集

舞鶴市の安全・安心を守る消防防災体制に消防団は欠かすことができません。入団に関する質問などがあれば、消防本部かお近くの消防署までお気軽にお尋ねください。

◆入団資格

市内に居住する、18歳以上の人(男女不問)

◆入団に関する質問・手続きなどの問い合わせ先

◆消防本部(☎66・0119)◆東消防署(☎65・0119)

◆西消防署(☎77・0119)



土曜窓口の開設 住民票や戸籍 印鑑登録など

土曜日に市民課の時間外窓口を開設。なお、正面玄関と裏口は閉まっています。来庁の際は西口から入場を。

【日時】3月31日、4月7日・14日の土曜日、9時～12時30分

【場所】市民課(市役所本館)

【内容】◆住民異動届 ◆戸籍の届け出 ◆印鑑登録証明書の交付 ◆住民票の写しの交付 ◆戸籍謄(抄)本の交付 ◆印鑑登録◆マイナンバーカードの交付(開設日の2日前までに予約が必要)

※住民票の広域交付や他課、他の市町村などへの確認が必要な手続きはできない場合あり

【その他】毎週水曜日も市民課と西支所市民・年金係(☎77・2252)で時間外窓口を19時まで開設(住民票の広域交付は不可)。

▶詳しくは、市民課(☎66・1001)へ。

休日の納付相談の実施

【日時】3月25日、4月22日、5月20日の日曜日、9時～17時

【場所】市役所本館1階(西口から入場可)

【内容】◆納付相談…国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、利用者負担額(保育料)◆国民健康保険喪失届の受け付け

▶納付相談は、債権管理課(☎66・1007)、国民健康保険の脱退手続は、保険医療課(☎66・1003)へ。

税の申告受付会場のお知らせ

◆市・府民税の申告

【日時】3月15日(木)までの平日、9時～16時

【場所】市役所、西支所

▶市・府民税の申告については、税務課(☎66・1026)へ。

◆所得税の確定申告

【日時】3月15日(木)までの平日、9時～16時

【場所】舞鶴税務署

【その他】インターネットでe-Tax

を利用して自宅で確定申告書を作成、送信が可能。また、作成した確定申告書を郵送で提出することもできます。作成の方法などは、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で

ご確認を。右のコードから読み込み可。

▶詳しくは、舞鶴税務署(☎75・0801)へ。



軽自動車・バイクの廃車・名義変更届はお早めに

平成30年度の軽自動車税は、今年4月1日の所有者に1年分の税額がかかります。軽自動車税には月割による還付制度がないので、4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、1年分の年税額が課税されます。軽自動車・バイクの所有状況に異動があった人は、3月末までに届出を。

▶詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

放課後児童クラブ 市民税非課税世帯などに補助

【対象世帯と補助額】

◆平成29年度市民税非課税世帯…29年度利用額の2分の1

◆生活保護世帯、中国残留邦人などを支援する法律の適用を受ける世帯…29年度利用額の全額

※いずれもおやつ代や保険料などは除く

【申請方法】申請書(利用者には案内済み)に必要な書類を添えて3月14日(水)までに、子ども支援課か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ持参。

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1008)へ。

引っ越しの手続きはお早めに

◆転出届

転出予定日の14日前から市民課、西支所市民・年金係、加佐分室で受け付け。郵送による届け出もできます。

◆転入届

転入から14日以内に前住所の市区町村役場が発行する転出証明書を持って市民課か西支所市民・年金係、加佐分室に届け出を。郵送による届け出はできません。いずれも本人確認のため、運転免許証などの身分証明書が必要。本人が窓口に来ることができない場合は、代理人による届け出ができます(委任状と代理人の身分証明書が必要)。マイナンバーカード、通知カードを持っている人は手続きの際にご持参ください。

◆その他の届け出

国民健康保険や福祉医療、水道の使用開始・休止などの手続きが必要な場合があります。下表の窓口で手続き・相談を。

※転出・転入手続きの情報は市ホームページにも掲載

手続きの内容	窓 口
転出・転入の届け出	市民課 (☎66・1001) 西支所市民・年金係 (☎77・2252) 加佐分室 (☎83・0014)
国民年金	障害福祉・国民年金課 (☎66・1004) 西支所市民・年金係 (☎77・2257)
国民健康保険	保険医療課 (☎66・1003) 西支所保健福祉係 (☎77・2253)
後期高齢者医療、福祉医療(老人・障害者・ひとり親家庭・子育て支援)	保険医療課 (☎66・1075) 西支所保健福祉係 (☎77・2253)
介護保険	高齢者支援課 (☎66・1013) 西支所保健福祉係 (☎77・2253)
障害者手帳	18歳以上 障害福祉・国民年金課 (☎66・1033、FAX 62・7957) 西支所保健福祉係 (☎77・2253、FAX 77・1800)
	18歳未満 子ども支援課 (☎66・1094、FAX 62・7957) 西支所保健福祉係 (☎77・2253、FAX 77・1800)
児童手当、(特別)児童扶養手当	子ども支援課 (☎66・1094) 西支所保健福祉係 (☎77・2253)
ごみの収集	生活環境課 (☎66・1005)
し尿の収集、犬の登録変更	生活環境課 (☎66・1064)
上下水道の使用開始・休止	お客様サービス課 (☎62・1632) 西・上下水道係 (☎75・2259)
バイク(125cc以下)の登録変更	税務課 (☎66・1026) 西支所税務・納税係 (☎77・2256)
小・中学校の転校	学校教育課 (☎66・1072)

